



子供たちのうれしそうな笑顔と、祭りの音。春祭りは、いま本番です。

5月 No. 167

[昭和55年 5月10日]

＝主な内容＝

- 明るい地域づくりを...めざして...2～
- 生活のメモ...6・
- 社教だより...
- 伝統芸能を守る...
- 私の城下町...
- お知らせ...

＝人口＝(4月30日現在)

男...3,815人 女...4,012人 計...7,827人(前月比-26人)

転入...23人 転出...44人 出生...7人 死亡...11人 世帯数...1,818(+3戸)



保健衛生だより

- 5月29日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 6月3日 13時30分から15時
母親学級(後期) 母子センター
対象者 S.55.8～S.55.11月分娩予定者
- 6月11日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 6月16日 13時30分から15時
2才児検診 母子センター
対象者 S.52.9.1～S.52.12.31迄出生者
- 6月17日 13時から15時
血圧測定(循特未受診者) 西体育館
対象者 該当者に個人通知
- 6月18日 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
対象者 生後12ヶ月までの乳児一般
- 6月20日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)

西村 とよ子さん
 役場町民課長、西村とよ子さんは、病氣療養中のところ四月二十五日、永眠されました。五十二才(泉江)庶務係長、社会福祉係長、保健衛生課長を歴任。

お詫び
 4月号の祝婚のうたの欄で、広野・片岡孝行さんは、片桐孝行さんの誤りでした。訂正してお詫びいたします。

※「でんでんコーナー」は、紙面の都合上、今月号は休ませていただきますので、ご了承ください。

ご寄附 ありがとうございました

駒形新作先生(馬場町)

今年88才の米寿をむかえられた機会にと...50万円

吉荒武夫様(下町)

つれあいが、15年もの永い間寝たきりで、いろいろな方にお世話になったお礼として...100万円



献血車が来町します

～6月9日～



◎受付時間
 午前10時～12時
 午後1時～3時

◎場所
 役場前

献血はだれでもできる人助け

六月十日(火)
 午前九時三十分から
 午後十二時三十分まで
 地域：中田、南中、山沢、
 横原と、吉津、広
 野の一部分

作業
 停電

テレホンサービス5月分予定表

日	曜	テ-マ	日	曜	テ-マ
1	木	石油製品の価格 動向	17	土	石油製品の価格 動向
2	金		18	日	
3	土		19	月	消費生活相談事例
4	日		20	火	
5	月		21	水	
6	火	卵の鮮度と保存法	22	木	既製品料品のサ イズ、規格が一部 定められました
7	水		23	金	
8	木		24	土	
9	金	消費生活相談事例	25	日	「消費者の日」 のお知らせ
10	土		26	月	
11	日	消火器の知識	27	火	消費生活相談事例
12	月		28	水	
13	火		29	木	
14	水		30	金	
15	木		31	土	
16	金				

交通事故相談所の開設
 とき 六月十二日(木) 午前十時から
 ところ 役場男子厚生室



コ ミ ュ ニ テ イ ッ テ ？

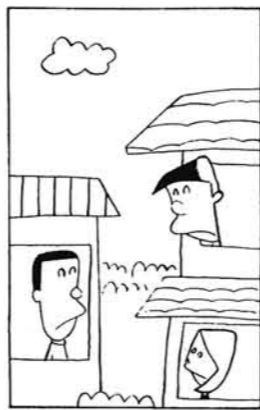
現代は「断絶」の時代だと言われています。職場は極端に合理化され、働く人は歯車の一つでしかないのです。そこには人対人の話し合い（コミュニケーション）は非常に少なくなっています。交通網の発達、モーターゼーションの進展とともに、住民の行動範囲も広域化し、それに伴い、広域市町村圏構想、事務の共同処理等、既存の市町村という行政区画を超えたより広い視点から行政を捉えた施策が実施され効果を上げていますがその一方では、生活圏の拡大に伴い、人口移動が激しさを増し、行政の基礎単位である近隣社会の連帯感や信頼感がうすれ大きな社会問題の一つにもなっています。そこで、連帯感ある心豊かな、人と人との、暖かい心のつながりのある地域社会をつくるコミュニケーション（近隣社会）計画が、必要になってきたわけなのです。

心のふれあいと 助け合い精神を

以前NHKのラジオ放送に『向こう三軒両隣り』という番組があったことを、年配の方なら覚えていてでしょう。主題歌は「ここは一丁目一番地。今日も一日元氣よく怒って笑って明け暮れる……」。

コミュニケーションとは、「近隣社会」「地域社会」「地域共同体」などの意味です。新聞やテレビでは連日のように「ひとり暮らしの老人が誰にも知られず死んでいた」とか「子どもが知らない人に連れていかれた」というようなニュースが報じられています。そのとき誰もが感じることは、近所づきあいの大切さ。あなたは、近所にどんな家族たちが住んでいるかをよく知っていますか？そしてその人たちと元氣にあいさつを交わしていますか？

● 例えば向こう三軒両隣りのこと



私たちの生活は便利で快適になりました。隣り近所の手をかりなくとも確かに生活していけるでしょう。でも反面、あいさつを交わす人もなくなり、心のふれあいは何と味気ないものになってしまっている。人間的にも暖かい味のするまち、それがふるさとなのです。

● 井戸端会議 大賛成！

昔、主婦たちは、井戸端へ洗濯物を持って集まり、お喋りの花を咲かせたものです。子どものこと、暮しのこと、世の中のことなどをお喋りしながら、自然に町内会のルールが生れ育ち、また何をいっても助け合うという習慣が定着しました。いまは井戸端会議のような機会はなくなりましたが参加したり話したりするチャンスはいろいろあります。幼児を持つお母さんは同じような幼児を持つお母さんたちと公園で、知り合いのいない主婦やお年寄りへ、近くの公民館や集会所へ、そこにはきつと仲間がいて、

● 何かあったら 皆んなで 助け合う

いざというとき、やっぱり頼りになるのはお隣りや近所の方。地震や火災などの突然の災害が起きたとき、隣り近所で手をとりて避難したり消火等がスムーズに行えるような仲間づくりはできていますか。

あなたの子どもが近所のどの子とどこで遊んでいるかを知っていますか。あなたの住い近所は、ゴミや空カンで汚れていませんか。美しい草花が咲いていますか。もし急病人や事故のとき、手伝いにくてくれる近所の方や相談できる身近な人は？ こう考えてみる人、私たちはとても一人ぼっちでは生きていけません。不慮の災害時はもちろんのこと、毎日の生活でも、力を合わせればもっと住みよく楽しいまちになるはずなのです。



東与板地区

「断絶」から「連帯へ」

めざりて

堂前中島町——二三世帯、五一五人、与板小学校、中学校、高等学校と全ての学校が集中している地区であります。昭和五十二年に、青少年の非行防止と明るい地域作りを目的として「明るい家庭作り推進モデル地域」に指定されたから、自分たちの地域を少しでも住みよいまちにしようと、町内会のみならず話し合い、まず、人と人とのふれあいを深めようと、ミニ運動会、町内魚釣り大会、親子球技大会など、多彩な行事を行ってきました。

このような地区全体の活発な動きに刺激されて、他の町内でも、町内ミニ運動会などが行われるようになってきました。

今月号は、こんな東与板地区の明るいまちづくりをめざしてがんばってきた姿を紹介してみました。



第一回の 明るい家庭づくり運動のモデル地区として

私よりも町内の皆さんの方が
一生懸命でした



堂前中島町委員長
田中 八郎

私たちの町内には、学校が小・中・高と三校有ります。当時まだ町内の道路も舗装が半分位しか出来ておらず、何んと申しまして、日曜日を除けば一日二千人からの生徒が登校して来ます。又日に日に自動車の交通量も増し、何が何でも道路を先ず良くして生徒を交通事故から守ろうと念願して、町内の皆さんに御願いを、町内事業として取り上げてから町に御願いを致しました。

県に再三再四御願いを、お蔭で歩道、車道とも消費パイプが出来ました。更に町内には公会堂も無く、又三の移転や風害にあい非常に痛んでいました。特に小学校通りで有り、児童・生徒の教育にもと思いい委員と計り、更に又私と副委員長さんと町内の各家庭を訪門して現状を訴えながらお願いし、又総会や委員会等を九回も重ね相談致しました。お蔭で町内責任として奉賛会が出来上り神社をかねた公会堂が本場にスムーズに建築する事が出来ました。前にも申し上げました方が、いかなる事業でも町内の方々の了解を頂き全員一丸

となつてやる事に依つて益益明るい地域町内が出来上ると思ひます。与板町第一回の防犯モデル地区に指定されました時も町内事業として行ないました。私よりも、町内の皆さんの方が一生懸命でした。幸い町内の児童・生徒も九十人近くいましたし、父兄やPTAの方々の日夜のお手伝いに依り、時には中学校のプールを開放して貰い、町の養鯉組合のご協力も頂き六千匹余の魚を放流し全町内で魚釣大会を二年続けて行ない非常に子供達や老人からよるこんで頂きました。又夏には運動会を班対抗でやり全戸の参加を頂き、おそろく四百人からの参加でした。食欲の秋には親子球技大会で中学校と別院を解放して頂き父兄対子供対抗で行ない熱戦を展開しました。昼食には委員の婦人方の手料理で全員昼食会で楽しく過しました。其の外映画や講師をお願いし少しでも子供達が非行に走らぬ様務めてまいりました。御蔭様で二ヶ年間一件も悪い事が無く、おかげで与板町の明るい家庭造りの歴史の一頁をかざる事が出来たと思つています。

理想の人間関係づくり
—をめざして、今後も
つづけていきます—

単発でなく
終つても続けて
いくように

私がこの町内にお世話になつてもう二十五年程経ちますが、その頃は周囲も畑

が多く家もまばらで、とてもこんな百軒からの家並になるなど想像もつきませんでした。ところが高校が改築された頃から人口も急速に増え、それも新所帯が多く人口の割に子供の占める率の多い町内です。そこを見込まれたのか第一回の「明るい家庭づくり運動」の指定区域になり、二年間推進委員の星先生の御手伝いをさせて頂きました。期間中は町内委員長さんを始め役員の方々が積極的に町内事業としてとりあげ盛り立てて下さったので講演会、ミニ運動会等に多くの行事もスムーズに進み、親子、近隣の親睦も深められたのではないかと思つています。唯欲を言えば、単発的な行事だけでなく、指定が終つても続けていくようなもの、例えば「挨拶の励行」など予算の裏づけもいらず、運動としてとり組めば良かったかなどと反省もしています。いづれにしても町内の皆様の日常不断の熱意により非行化もおきず、明るい町づくりに一歩邁進しているのではないのでしょうか。

風間 正己



明るい町づくりの指定を受け、町内委員長さんはじめ役員の方々の御努力により、成功に終わったものと思ふ。委員長さん、係りの人の奮迅努力と町当局の折にふれ、御協力と御援助も



星 勲

よかった点を
第一に伸ばして

大きかったのではないでしようか。今後増々発展させていくために過去の実践をふりかえり、よい点を伸ばしてゆくこと第一ではないでしょうか。◎講演会「明るい家庭づくり」—青少年の健全育成—(堀先生) ◎町内ミニ運動会、町内班対抗、目的として、明るい家庭、明るい町内育成の一つとして、町内の幼児、子供、大人あげて参加し、ともに町内の融和をはかる。種目として、一、わたしのくつは、二、相手ささがそ、三、二人仲よく、四、家族リレー、五、綱引き、六、風船わり競争、七、障害物競争、八、イモムシ競争、九、ざる引きレース、十、八班対抗リレー、十一

とび入りレース。◎魚つり大会(大人も子供も中学校プールで)。◎ドッチボール、ソフトボール大会、終了後、みんなでトン汁とともに食事、映写会。◎プール遊び……等々が実施されました。みんな集まる集会場を作り、みんなで話しあい、町内の融和をはかり、なにか楽しく気軽に参加できる行事を計画し、すすんで参加し、参加してもらうことが必要であり、そこには町内のリーダーのみならずの責任も大きい力になるのではないのでしょうか。明るい町づくりは明るい家庭、地域の原則、「挨拶、おはようございます。おやすみなさい」「すみません、感謝の心、ありがと



水の波紋が
広がるように
輪を広げて

うございます。」来たときよりも美しく、環境の整美、これらをモットーにしてみんなで実行し、明るい家庭、明るい町内、明るい町づくりに発展させたいものです。

与板町文教地区にあるこの地域、堂前中島町、東与板地区は今後増々、この運動をすすめて、よきリーダーになつてほしいと願っています。楽しく明るい家庭をつくるためには先ず、「主婦を中核に」と考え、去る四月二十日に婦人会の集会を開きました。その話し合いの中で、みんなに共通した話題は、とも角どこでも、いつでも明るく声を掛け気軽に付き合える婦人会でありたいということでした。それには、先ずお互いを良く知ることが大切なのではないかということになり、昨年度より更に輪を広げて次の活動計画をたててみます。東与板婦人会 風間 正己

県の最低賃金

- 1日 2,542円
- 1時間 319円

新潟県の最低賃金が改正されました。県内の事業所で働く労働者に、使用者は次の最低賃金額を支払わなければなりません。

- 最低賃金額
1日…2,542円
賃金の大部分が時間によって定められている人は、1時間…319円
- 効力発生日
54年10月13日

石油燃焼機器と周囲の可燃物との離隔距離

種類	項目	距離(単位cm)			
		上方	側方	前方	後方
液体燃料	ふろがま	60	15	15	15
	ダクト接続形	100	15	15	15
温風暖房機	その他	100	15	100	15
	ボイラ	60	15	15	15
液体燃料ストーブ	強制対流形	60	10	100	10
	強制排気式	100	15	150	15
	自然対流形	150	100	100	100
	強制給排気式	60	10	100	10
給湯	湯沸設備	60	15	15	15
液体燃料	対流形	100	50	50	50
	移動式ストーブ	放射形	100	50	100
液体燃料	こんろ	100	15	15	15

石油燃焼機器と防熱板等との離隔距離

種類	項目	距離(単位cm)		
		上方	側方	後方
液体燃料	ふろがま	50	5	5
	温風暖房機	80	5	5
ボイラ	—	50	5	5
	—	50	5	5
液体燃料ストーブ	強制対流形	50	5	5
	強制排気式	80	5	5
	自然対流形	120	100	100
	強制給排気式	50	5	5
給湯	湯沸設備	50	5	5
液体燃料	対流式	80	30	30
	移動式ストーブ	放射式	80	30
液体燃料	こんろ	80	—	—

※ 防熱板等とは不燃材のこととご理解ください。

火災予防条例が一部改正されました

去る四月九日に開かれた与板郷消防事務組合の会において火災予防条例の一部も議決されましたが、この改正の中で私達の日常生活の中で火災予防上必要であることはもちろんのこと、これから住居等の新築増改築をされる方、あるいは現在の住居等でその構造について、場合によっては影響を受けられる方も出て

石油燃焼機器と周囲との離隔距離が義務づけられました

これまでの火災予防条例では石油燃焼機器(石油ストーブ・石油コンロ等)を設置する場合には「火災予防上安全な位置に設置すること」となっておりましたが、今回の改正によりその設置位置から周囲(機器設置場所の上方、側方、前方、後方)に

離隔距離をとる義務が義務づけられました

つきましては石油燃焼機器を現在設置されている方、今後設置される方はその周囲に左表による離隔距離を適正にとらなければなりませんのでご注意ください。

※不明な点がございましたら与板郷消防本部予防係にお問い合わせ下さい。

生活のメモ

無年金者救済制度(特例納付)は6月30日で締切られます

国民年金の老齢年金がうけられなくなっている人の特例納付制度は、6月30日で締切られます。あなたの年金は大丈夫ですか。

国民年金に当然加入しなければならないのに加入していない人、加入しているが、保険料を納入していない人は、将来、年金がうけられなくなります。今のうちに、自分の年金をたしかめてください。滞納している人は、特例納付により、過去の滞納期間をうめ、年金をうける資格を確保しましょう。おさめる額は、滞納期間一カ月につき4千円。

特例納付したいが資金の都合がつかない人には、特例納付貸付制度があります。

- ① 貸付対象者
無年金者に該当する人で特例納付することが困難な人となっています。世帯の月収が一人当たり4万4千円にその世帯人員数を乗じた額以内です。
- ② 貸付額(一人あたり)…50万円
- ③ 利率…据置期間(六カ月)中は無利子でその後は年3パーセントの利率となります。
- ④ 申込期間…55年5月31日まで
- ⑤ その他詳しいことは、町民課福祉係にご相談下さい。

商工業者の融資制度について

- ① 県設備近代化資金
県内に工場又は事業所を有する企業を対象とし、貸付額は設備額の2分の1以内で、一企業当り20万円以上1千2百万円まで、金利は無利子一年据置き、四年均等年賦償還となっています。貸付対象業種、設備は定められています。
- ② 県設備貸与制度
中小企業者が対象で原則として、従業者数が20人以下で、過去2事業年度の平均利益が1千万円以下である企業が対象となります。(ただし建設業は一切対象業種から除かれます)対象業種、設備は定められています。貸与設備の限度額は20万円以上1千5百万円までですが、1千5百万円を超える額は企業で公社に前納することになります。貸与期間は、据置一カ年を含め原則として四年半以内。貸与期間中貸与設備額(償還元金)は均等半年賦償還をし、年利5%の割合で計算した金額を貸与損料として納入することになります。

詳細は、役場産業課へお問い合わせ下さい。

身体障害者等が購入する小型普通乗用四輪自動車に係る物品税の免除について

身体障害者並びに療育手帳所持者で一定の障害等級を有する者が購入する自動車であって、生業、通院、通学等身体障害者自身の用に供するため自ら運転する場合、及び当該者と生計を一にする者が運転し、もっぱら当該身体障害者等の利用に供するために必要とする場合に購入する当該自動車について物品税免除の制度があります。詳細については、役場内福祉係にご相談下さい。



わたしたちの国保

保険税について

(1)「納税義務者は世帯主」
国民健康保険という制度を維持していくためには、みなさんに納めていただく保険税がその基本になります。保険税を納めていただくかないと国民健康保険の制度は崩れてしまいます。本人が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が納税義務者となります。

(2)「被保険者になった月か」
保険税は、被保険者となったその月から納めなければなりません。被保険者になった月というのは市役所や役場で被保険者の届けをしてその資格を得たときではなく職場の

(3)「保険税のきめ方」
保険税は、各世帯の前の年の所得や家族の人数などを基礎にして課税されます。

(4)「保険税のお知らせ」
その年の保険税の額はきまり次第、納税通知書でお知らせします。年度途中で職場の健康保険にはいつたり、やめたりしたときは届出によってそのつど、保険税を計算しなおしてお知らせします。

交通指導員に 佐藤良三さん(上町)

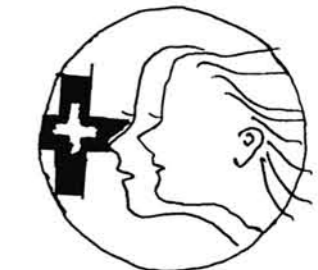


与板町の交通指導員に、上町の佐藤良三さんが、新しく任命されました。住民の交通事故防止のため、御活躍をお願いいたします。尚、それに伴い、新しい指導員のメンバーは次のようになりました。(敬称略)

田中 八郎(東与板)
山田 栄吉(南新町)
岩本 登(横町)
曾根 仁志(稲荷町)
佐藤 良三(上町)

生活のメモ

赤十字運動月間です



ガス税の免税点の引き上げについて

日頃当ガス企業団ガスをご利用いただきましてありがとうございます。この度地方税法の改正に伴い、免税点が今年6月1日以降、1万円になりましたのでお知らせいたします。(従来は7千円) 三島・与板ガス企業団

身体障害者航空旅客運賃の割引について(通知)

この度、身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者で同手帳の国鉄旅客運賃欄に第一種と記入されている身体障害者が、単独又は、介護者とともに旅行する場合に、当該身体障害者及び介護者一名に対して、普通大人片道運賃の25%割引されることとなりましたのでご通知します。(身体障害者が単独で旅行する場合にも航空運賃の割引を受けることが出来るようになりました。)

赤十字「みんなのために」どこまでも、緑の五月は赤十字運動月間です。赤十字は皆様の善意を集めて、カンボジアやベトナム難民の救援や災害救護、献血事業などに活躍しています。あなたのお力をおかし下さい。社員とは「一般にいわれる勤人やサラリーマンとは違って、赤十字の人道、博愛の精神やそれに基づく事業活動を理解し自分自身の善意や善行を赤十字に託して、毎年定まった社費(年額500円以上)を拠出して財政面での支援を行なうものです。社員には、個人ばかりでなく法人社員の制度もあります。町民各位の温かいご支援をお願い申し上げます。

全国防犯運動 標語の募集

- 【募集期間】
昭和55年5月1日～5月31日まで
- 【募集内容】
(1)侵入盗の防止をテーマとした標語
(2)防犯を象徴する標章(シンボルマーク)
- 【応募資格】
一般及び児童・生徒
- 【応募方法】
(1)標語の部
普通はがきに一標語を書いて下さい。
(2)標章(シンボルマーク)の部
大学ノート大以下の厚紙に一シンボルマークを書いて下さい。
- 【送り先】
〒951 新潟市学校町通1番町602番地 新潟県警察本部防犯部防犯少年課防犯係



わか家のアイドル

宮島和佳子ちゃん (一才四ヶ月)
和則さんの長女本与板
フラッシュが恐くて、写
真嫌いです。
現在、お兄ちゃんの真似
をする事に一生けん命で、
女の子とも思えない動作で
今から心配しています。
時には、人形を抱っこし
て頬ずりする女の子らしい
一面も見せてくれます。



春季町民テニス大会
日 六月二十二日(日)
場所 与板高テニスコート



公民館長杯
争奪野球大会
日 六月八日(日)
場所 河川敷グラウンド

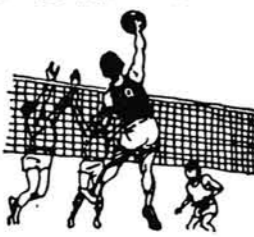


近郷少年
親善柔道大会
日 五月二十五日(日)
場所 町民体育館

三古郡青年大会
野球大会
日 五月二十五日(日)
場所 寺泊町野球場

でスポーツ大会各地でスポーツ大会各地でスポーツ

春季町民
バレーボール大会に参加して



安井君代
試合が終ったあと町内の
人たちと慰労会をやりまし
た。優勝したあとだけに

第1回
近郷一般男子
インドアテニス大会



柿倉康明
あのすばらしい、与板町
民体育館で第一回近郷イン
ドアテニス大会を開催する
事が出来ました。ちよっと
寒い四月六日でしたが、長
岡、栃尾、見附、寺泊、長
岡マスターズ、与板クラブ
が参加。どのチームも強
敵である。十八チーム、三
十六人の熱戦のすえ優勝は
見附の山本、片野組に持つ
ていかれたが、二位、三位
は与板クラブの人達が入り
開催地の面目を保ちまし
た。本場にすばらしい戦いでし
た。

立派な体育館で練習出
来ることをうらやまし
がっております。
与板で初めてのイン
ドア大会、これを機会
に更に市町村テニスク
ラブの交流を深め、与
板テニスクラブを発展
させたいと思います。
一位 見附クラブ
山本・片野
二位 与板クラブ
小林・渡辺
三位 与板クラブ
柿倉・真島
三位 見附クラブ
小柳・木島

三月十三日、去
年の秋の大会に続
いて蔵小路チーム
は出場しました。
相手チームはどこ
も強く、特に水道
町チームとの試合
では強いスパイク
をうたれ、うけら
れずにみじめな思いをしま
した。優勝するまでの四試
合、どれも三セットまでか
かり大変だったが、それだ
けに優勝の喜びは大きかつ
た。
三位 ママさんバレー
チーム
三位 役場チーム

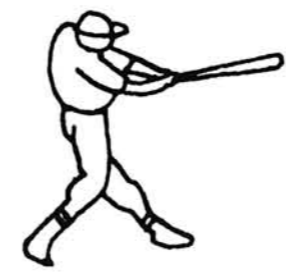
みなさん 会員を募集してま〜す

我がクラブの年間行事は
自主撮影会、旅行、文化祭
暗室実習、県展参加、毎月
一回の例会等。
写真の好きな方ならだれ
でも入会出来るクラブで
す。
連絡先
坂田(稲荷町) ☎三三六九
山田(稲荷町) ☎三五一七
佐藤(仲町) ☎二一六四



写真クラブ
“うらまど”

●練習日 週二回、(月・金)
●場所 与板高校体育館
●時間 夜八時より
連絡先
宮島 和則 ☎三〇七一
高橋智恵子 ☎二四一三



全日本軟式野球大会
地方郡予戦
日 五月十一日(日)
場所 与板小・与板高校
グラウンド
朝野球リーグ戦
開催
日 五月十一日(日)
場所 河川敷グラウンド

わたしのおじいちゃん
おじいちゃん、やさしい
おじいちゃんになります。
おじいちゃんいつまでもげ
んきでいてください。
いおじいちゃんになります。
おじいちゃんいつまでもげ
んきでいてください。

堂前中島町 関川 園美



園美ちゃんと
林吉おじいちゃん



“ご存知ですか”
こんないろいろな行事があるんですよ

昭和55年度
与板町教育委員会主催行事

Table with 8 columns: 名称, 内容, 対象, 実施日・時間, 申し込み, 備考, 指導者. Contains details for various community classes like '婦人卓球教室', '寿スポーツ教室', etc.

みなさん 部員を募集してま〜す

春です！ 暖かな日射し
の中で、回りのものが冬の
長い眠りから覚め、めまぐ
るしく動き始めましたね。
心うきうきとして、何だか
思いつきり体を動かしてみ
たくありません。そんな季
節、あなたも私達橘クラブ
の仲間になりませんか。橘
クラブは、与板に住む仲間
で作ったバレーボールのク
ラブです。バレーなんてや
ったことがないからなんて
言わないで、決してバレー
のうまい者達だけの集まり
ではないのです。一緒に汗
を流したり、語り合ったり、
若さをぶつけ合ったり
することの大好きな者の集
まりなんです。だから初め
てバレーをやる人だって大
歓迎。一緒に楽しめる仲間
が、もっともっと増えてく

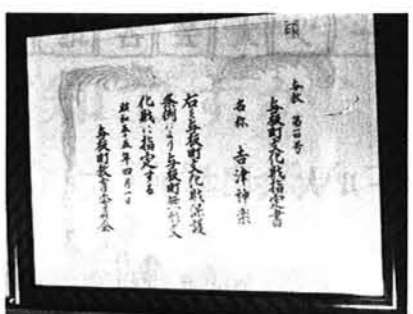


バレー部
(橘クラブ)



吉津町内に古くから伝承されてきた神楽が、このたび町の文化財調査審議会の審議を経て、教育委員会から四月一日付をもって与板町無形文化財に指定されました。

この吉津部落の発祥は古く、口碑や古記録によればおよそ四百年前の天正年間、直江兼統公が与板城主の頃と思われまふ。当時の吉津部落は黒川の流を中にはさみ、舟運の便もよく、佛光寺という真宗のお寺も建立され、戸数も多く盛んに発達していた集落のように思われます。この当時から大山祇命を祭神とする鎮守日吉神社を中心とし、村人たちは神楽を奉納し、村の繁栄と五穀の豊饒を祈り、お祭りの喜びを共にわかちあってきたものでありまふ。十日町市でも赤倉神楽を無形文化財に指定し、その保存をはかっていますが、奇しくも吉津神楽とまったく相似しており、同じ流れを汲むものであろうと考えられます。長岡市芹川神楽



これも約四百年の昔に、三島郡や刈羽地方から伝えられたといわれ、舞の種類や歌の内容、舞の所作などが

は明治に入って吉津から伝えられたものであります。戦後急激な社会世相の変転に伴って、この神楽も忘れ去られようとしたところ、心ある若い人たちの発意によりこれが復興と保存が画され、かつて若い頃習い覚

「伝統芸能を守る」 吉津神楽が 町の無形文化財に

若い人たちが多く、将来への保存発展が期待されます。ねがわくば文化財の名にはじない立派な吉津神楽に育て上げ、後代に伝えられるよう、またこれを伝承してきた先人の心を体し、今の世に豊かな情操を育んでほしいものです。与板町には長い歴史を秘めた貴重な文化遺産が、まだほかに沢山ありまふ。その遺産を発掘し、今の世に生かし、更に後代へ伝えていく努力も今の私共にとって大切な課題の一つではないでしょうか。

与板町教育委員
高木 省一 記

資源を大切に

婦人会で古紙回収



与板町婦人会では、資源を大切にすることを運動の一環事業としてこの度古新聞、古雑誌の回収を全町にわたって行いました。回収の結果は
●新聞 六七三〇kg
●雑誌 六一一〇kg

●ダンボール箱 一五七個で合計金額は一七七、四一〇円になりました。わたしたちの日常生活でちよつとした心づかいによって、こんなにも資源を大切にできる事が出来るのです。エネルギーを、ムダなくどう効率的に使うかは、わたしたち一人一人の心がけにかかっているといえます。物を大切にしよう、皆んで心がけましよう。

スポーツの事なら 全てこの人に

県派遣社教主事 渡辺 二夫 さん



四月より、市町村の社会体育行政の充実に資するた

めに、県教育委員会から渡辺二夫さんが派遣されてきました。渡辺さんはスポーツ担当として、町のスポーツ大会、体育団体の各種行事、体力づくり運動など、いろいろな行事をリードしていかけてくれます。スポーツは、いつでも、どこでも出来ます。体を動かすことの楽しさを知るために、この機会に大いに参加ましよう。渡辺さんの勤務先は町教育委員会、三五二八です。



みんなの健康づくりを

多くの病気の「かげの元凶」動脈硬化!! ▲私達の寿命をねらう病気は数多い。中でも動脈硬化の関係する病気が目立つ。「人間は動脈とともに老い

「一」と言われる。▲体の無数の細胞に水分や酸素などの栄養を絶え間なく送り続けるルートが動脈であるがコレステロールや中性脂肪が増え、弾力を失い破れやすくなり、血塊が血管を詰まらせたりするのが動脈硬化です。脳に起こると脳梗塞やボケたり、心臓の場合には心筋梗塞、腎臓の場合には尿毒症になったりします。▲動脈硬化を進行させる要因としては高血圧、たばこの吸い過ぎ、肥満、運動不足、ストレス、糖尿病が考えられますが、何んといつてもコレステロール、中性脂肪が悪玉です。▲コレステロールを減らす働きをするリノール酸を多く含む良質の植物性脂肪を多くとること。一日一食は植物性脂肪を使った料理をしましょう。植物性脂肪と動物性脂肪の割合を二対一にし、マーガリン、ドレッシング、サラダ油、ゴマ油など利用ましよう。▲最近すでに子供の時から動脈硬化が始まっていることが明らかにされました。幼児からの食生活、塩分、糖分のとり過ぎに注意ましよう。▲与板町では五月十三日、十五日まで循環器検診が行われます。該当者の方は受診して下さい。

ポストコーナー



福祉はがきを贈呈 = 身障者の方へ 1人20枚

郵政省は、身体障害者福祉強調運動（四月中）にちなみ、特別な意匠の20円郵便はがきを4月20日から発売し、その一部を身体障害者の方のお申し出により通信記念日に際し、次のとおり配布いたします。

1. 意匠等
料額印面（はがきの切手にあたる部分）の意匠は「青い鳥」です。
2. 配布の方法
配布対象者…重度の身体障害者（1級～2級の方）で本年4月1日現在満6才以上の方。
お申し出の方法…この郵便はがきの配布を希望される方は、住所又は居所の近くの郵便局に身体障害者手帳を提示していただき、用紙（郵便局、又は、福祉事務所にあります）に必要事項を記入してお申し出ください。代理の方、あるいは郵送によるお申し出もできます。



町民ハイキング 雑感記

上町 小林 哲 二

四月二十日、早朝から今にも泣き出しそうな空模様「雨よ、せめて午後の三時頃まで降らないでくれ」と祈りながら、ハイキングクラブのメンバーの先導で八時半別荘を出発した。毎年この行事に上町々内は、親子合わせて数十人の大部隊を組織して参加しています。木間を通り登り下りの長い列が色彩豊かなユニホームが調和してきれいである。急坂を息弾ませながら登り続けて、大阪塔婆に立ち、振り返ると眼下に展ける風景は絵のように美しく心休らむようでした。残念なことには、毎年聞かれるうぐいすや野鳥の美しい鳴き声が木々をゆする強風に打消されてしまったのである。だが子供達の明るい声や隣人同志の楽しそうな語らひは、日常のあわただしい生活から解放され、自然環境の中にある歓びが溢れていた。山菜は、雪のせいか芽が出たばかりで取れた人は、あまりないようだった。二時間余り歩き、ちよつどのろし台を過ぎた頃か、誰かが急にジョークを飛ばす。「城山から豚汁の匂いがしてくるぞ!」どつと笑い声が……。何か急に腹の虫が鳴ったみたいだが、皆んな元気でハイキングコースを踏破した歓びと鍋を囲んで楽しい昼のパーティを思い浮かべながら一段と足どりも軽くなる。我が街を城山はいつも、やさしく見守っているようだった。最後に一言、城山より愛をこめて「素晴しきかな、わが山河に心をこめて、乾杯!!」



みんなの力で…… 全員で自分たちの 学校を清掃

与板小学校の一年から六年までの全校の児童が、一斉にグラウンドと校舎周りの清掃を行いました。雪でいためつけられた、グラウンドや校舎前の花壇など、すみずみまで、全員がカマを手に奮闘しました。これも勤労の精神を教える為ですと先生は話されていました。

私の城下町

以来、直安、直方、英彰三公の百年に亘ってその御精神は不変であった。昭和十二年、神戸小学校長時代の現西運動場や焼失校舎を含む増改築は、英彰公の多額な、しかも即座の御寄附金が決定した原動力であったし、現立与板高等学校創設当時の英彰公の御功績に至っては、与板町が永遠に忘れてはならないものがある。

与板高校創立三十周年式典の折、藤井章一校長はその式辞の中で次のように述べていられた。

「与板は井伊直安公が明治二年、与板藩の学問所を正徳館と命名し「尊卑を論ぜず悉皆入学を相許す」と、明治五年の学制発布に先き立って、維新の夜明けの先駆をなした学問尊重の地であります」と述べ、更に高校創立最大の難関であった町立与板高等学校設置認可までの難事業をふりかえり、「井伊勝成(子爵英彰氏)を設置期成会名譽会長にいただき「東京、与板相呼応し、「長年に亘り物心両面、筆舌につくし難い辛苦の末、遂に昭和十八年四月、町立与板高等学校が発足したのであります。一略一時まさに戦争奇烈を極める中であり、それは「小林病翁の「米百俵」の精神に通じ、上野の山に轟きたる砲声を聞きながら、従容として学を講じた福沢諭吉の慶応義塾にも比肩すべき快挙であった」と感嘆し生じている。またこの難局に生涯をかけた初代校長駒形新先生の手記に、「涙の出るほど有りがたかった」の一節があるが、実感であったでありましょう。その為、高校開校に当たって、創立記念日を井伊神社祭典の日の五月十五日と定められたのも、うるわしい事でありました。

又、久宮裕子内親王、浴湯鳴弦の儀の装束は直方公御後室から。又井伊直政が本能寺の変直後の大功により、家康から拝領した孔雀の尾羽の陣羽織と、直政親筆の兵法の書は、英彰公の御寄附で、いづれも国家的にも貴重な町の文化財であります。

後記になるが、三輪潤太郎氏筆の「井伊直安記録」の一部を摘記しておきます。

明治一六・八・一一
与板町大火、取りあえず与板町へ五十円、次いで旧藩士へ五十円、町民へ百円、窮民へ百円
明治一七・一一
弥彦(与板領) 明訓校(現新潟明訓高校の前身)へ金拾円、奨学
明治二四
与板町電信局創設へ金式拾円寄附

明治二八・七・一四
日清戦争戦死者、故歩兵一等卒大平熊吉氏弔慰料金式拾円贈与
明治二八・一〇・二
小島谷故一等卒平沢清作村田村故一等卒小林徳爾両氏へ式拾円づつ贈与
明治二九・八・五
県下大洪水、与板町字下町、新町、稲荷町辺浸水に付、罹災者へ金百円
明治三二・六・五
与板町出火七十戸焼失、罹災者へ救助金参拾円
明治三三・六・一五
井伊神社々殿裏山崩れ、社殿修繕費百円献納
明治三七・七・三
与板町尚武会へ金五拾円
明治三七・七・二五
旧与板藩領地内の日露戦争出征兵士宅へ慰問として左の全員を交付さる
金六拾円、刈羽郡六ヶ村
金六拾五円、西蒲原郡六ヶ村(弥彦、吉田方面)
金参拾円、中之島一ヶ村
金五拾円、三島郡六ヶ村
合計金式百五十円也
四郡十九ヶ村へ
明治三七・八・一
旧与板藩士齊藤音吉、長岡茂雄両氏出征、参円づつ慰問書添え贈らる
明治三八・五・一五
旧藩士陸軍砲兵中尉従七位勲六等功五級越石秀雄氏清国で戦死、直書を贈り金五円を供う

明治三九・七・五
与板忠魂碑建設費内に金五円寄附
明治四三・五・一一
直安夫妻与板へ。学校參觀、懇親会、尚武会武術観覧、養老、井伊神社、都野神社参拝
五月十九日新潟出向、県知事、諸官吏を広く招待与板橋架橋実現(明治四十二年)の謝意を表し、大河津分水工事促進(与板藩時代からの工事)
明治四三・一一・二四
与板尋常小学校教育基金として五百円寄附(米一俵五円三十六銭時代)
大正三・九・一〇
都野神社屋根修繕に参拾円献納
大正五・一〇・一三
東京発、十四日与板着、町長、学校関係等千名以上の歓迎。花火打揚げ盛況、学校訪問、全校体操參觀、井伊神社、徳昌寺(井伊家御縁借り寺)、都野神社参拝、浩養軒にて至誠会大会出席、夜、三島郡長、町長、議員、警察署長、区裁判所長、学校長、助役、駅長、郡役所書記、郵便局長等を招待して宴会。
言うまでもなく与板橋かけかえ促進援助の目的であった。(井伊家文書、三輪潤太郎記、直安記録中より、他略)

旧藩主井伊家と与板
与板藩最後の藩主直安公は、明治二年五月三日、版籍奉還(土地人民を天皇におかえしする)の願い書をおかし出し、六月十七日に勅許され、同日二十二日、皇居で与板知藩事に任命されました。

以来明治四年までの三年間、直安公は与板知藩事として、藩制の大改革を断行し、新しい日本の基礎づくりに邁進されました。

その間の激動の大変動を略記すれば次の通り
明治二・六・一七 版籍奉還で直安は与板知藩事
明治四・七・一四 廃藩置県で直安は与板知事
明治四・九・一五 与板県知事直安は東京召還
明治四・一一・二〇 与板県は柏崎県に統合され
明治六・六・一〇 柏崎県は新潟県に統合され
明治九・四 新潟県は相川県をも統合し、現在の新潟県となった。
その後、直安公の築かれ

た郡都与板の上に、区裁判所、税務所、登記所、郡役所、警察署等が設置され、与板町の、県下に於ける指導的位置づけの上に重さを加えていった。

直安公は東京にあっても絶えず故郷与板の発展に意を用いられ、大火、洪水、日清、日露の大戦、与板橋架橋、大河津分水工事から鉄道その他、往時の貴族院研究会の大立物としての高い政治力をかたむけて与板を扶けられた。

特に教育を重んぜられ、例えば、明治以来第二次大戦まで、与板尋常全児童生徒に、毎年橋の紋章入り紅白の箱入菓子を下さって、児童生徒を激励されたことは覚えていても多いはずである。これらもどこの城下町に行っても例を見ない事であった。

そればかりでなく、各種賞品、教材教具の充実に力をつくされ、ついに文部省の全国表彰に輝く、与板教育の伝統樹立に寄与されたのであった。

三公の百年に亘ってその御精神は不変であった。昭和十二年、神戸小学校長時代の現西運動場や焼失校舎を含む増改築は、英彰公の多額な、しかも即座の御寄附金が決定した原動力であったし、現立与板高等学校創設当時の英彰公の御功績に至っては、与板町が永遠に忘れてはならないものがある。

与板高校創立三十周年式典の折、藤井章一校長はその式辞の中で次のように述べていられた。

「与板は井伊直安公が明治二年、与板藩の学問所を正徳館と命名し「尊卑を論ぜず悉皆入学を相許す」と、明治五年の学制発布に先き立って、維新の夜明けの先駆をなした学問尊重の地であります」と述べ、更に高校創立最大の難関であった町立与板高等学校設置認可までの難事業をふりかえり、「井伊勝成(子爵英彰氏)を設置期成会名譽会長にいただき「東京、与板相呼応し、「長年に亘り物心両面、筆舌につくし難い辛苦の末、遂に昭和十八年四月、町立与板高等学校が発足したのであります。一略一時まさに戦争奇烈を極める中であり、それは「小林病翁の「米百俵」の精神に通じ、上野の山に

心配ごと相談室

5月13・20・27日と6月3・10日

ある相談

先日、ある町の知人の家を私用で尋ねたときの話です。

となりの家の樹木が境界線を越えて枝を張り、そのために、日当たりも悪くなり、秋には、落葉に悩まされ困っているとの話で、どのように対応したら良いのやら……とお話でした。

木は大きな枝を張れば境界線を越えて隣地所有者の所有権を侵害することになります。

こんな時、隣地所有者はおとなりの樹木所有者に対し、その枝の切取りを請求する事が出来ます。

しかし、相手の方がそれに応じないからといって、自分で勝手に切取る事は許されません。

相手の方がどうしても応じない時は、裁判所に対して所有者の費用で第三者に切取らせるよう請求する事になります。

枝の切取りもただ越境したと言うだけで、当然の如く請求出来るというものではなく、これらによって隣地所有者に生活する上での不便や損害等をあたえている場合のみと解されて居ります。

何らの害もあたえていない時は請求しても、権利の濫用と解されます。

以上の様なことは、民法で定められて居りますが、お互いに持ちつ持たれつで生活している私達です。ましてや隣人となれば、尚の事、両者が一方的になる事なく機をとらえ、常識にもとづいた行動で、その解決に努力すれば、道は開ける事でしょう。

世の中が複雑多様化すればするほど、いろいろな問題や出来事が起こることでしょう。心した気持ちで毎日を送りたいものです。

相談員 真島 謹一

田中董町議急逝



去る、四月二十五日、田中董町議会議長が、用務先の東京で急逝されました。

故田中町議は、昭和四十六年町議会議員に初当選以来八年八月、議会議長を務められました。議会の社会土木委員会の委員長として、又、議会運営委員、与板郷消防・斎場事務組合議会議員、与板町農業委員会会長、更には今後の与板町の発展にはなくてはならない下水道問題の特別委員など、いくつもの重責につかわれておられました。

故田中町議の誠実で温厚な人柄は、多くの人達から好かれ、又、今後の手腕に大きな期待がかけられていました。

ここに、生前中のご尽力に深謝し、心から哀悼の意を捧げます。

税に不服のときは



- ① 税務署長に申告した所得や税額が、調査した額と異なるときは、税務署長は、その申告額を「更正」します。また、確定申告しなればならない人が、申告をしないときは、税務署長は調査した結果に基づいて所得や税額を「決定」します。
 - ② しかし、税務署長からの更正・決定の通知や、差押えなど税務署長の処分について「その理由がよくわからぬ」とか「処分を受けた理由に納得がいかない」など、不服があるときは、税務署長に対して「異議申立て」をすることが出来ます。
 - ③ 税務署長は、異議申立てに理由があるかどうか充分調べて異議の決定をしますが、その決定にお不服があるときは、更に国税不服審判所長に対して「審査請求」をして救済を求めることができます。
 - ④ そこで、これらの不服申立ての手続や、納税者の不服を審査する国税不服審判所のあらましを説明します。
 - ⑤ 税務署長から更正や決定を受けた後、財産の差押えを受けた場合などで、その処分を納得できないときは、その処分の通知を受けた日から二カ月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることが出来ます。この異議申立ては、必ず書面で行うことになっており、用紙は税務署にあります。
 - ⑥ ①に対する税務署長の決定にお不服があるときは、「国税不服審判所長」に対して「審査請求」をすることが出来ます。審査請求は、異議申立てに付いての決定の通知を受けた日から一カ月以内に書面で行うことになっております。用紙は審判所や税務署にあります。
 - ⑦ 青色申告者が更正を受けた場合で、その更正に不服があるときは、異議申立てをしないで、直接審判所長に審査請求をすることも出来ます。この場合は、更正の通知を受けた日から二カ月以内となっております。
 - ⑧ 国税不服審判所は、昭和四十五年(一九七〇年)に国税局や税務署から独立した機関として設立され、今年で十周年を迎えましたが、納税者の権利や利益を救済するために、専門的な知識と豊富な経験を持った審判官が、公正な立場で審査し、納税者の不服を解決するところです。
 - ⑨ 審判所では、審査請求が出されますと、三人以上の審判官によって、納税者と税務署長のどちらの主張が正しいかを慎重に審理し、合議を重ねて議決します。この議決に基づいて、審判所長が最終的な裁決をし、請求をした納税者に通知します。なおこの場合、国税庁長官の示している税法上の解釈と異なる内容の裁決をする事もできるようになっております。
 - ⑩ 国税不服審判所長の裁決にお不服のあるときは、審査請求をしてから三カ月以内に裁決がないときは、裁判所に訴訟を提起することが出来ます。
 - ⑪ 異議申立てや審査請求には、裁判のような難しい手続はいりませんし、弁護士を依頼する必要もありません。もちろん費用もかかりません。
 - ⑫ 国税不服審判所の所在地などは次のとおりです。
- 国税不服審判所
東京千代田区霞が関三、一、一(五八・一五五)一
関東信越国税不服審判所
東京千代田区大手町一、三、二(二二六・二八〇)八
同新潟支所
新潟市営所通り二
二八・〇九九一